

新型コロナウイルス感染症に関する自宅待機・解除の基準について

【自宅待機の基準】

以下のいずれかに該当する場合は、入構できません。保健室へ連絡した上で自宅待機とします。

- 1 発熱等の風邪症状が見られる場合。
(体温 37.5℃以上もしくは平熱より 0.5℃高い場合)
- 2 体調に異状がある場合
(咳、くしゃみ、息苦しさ(呼吸困難)、息切れ、強いだるさ(倦怠感)、味覚異状、嗅覚異状など)

【解除の基準】

次の1～3の全てを満たした場合、保健室へ連絡した上で自宅解除とします。

- 1 解熱後4日経過した。
- 2 発熱以外の症状が改善し4日間経過した。
- 3 初期症状発症後7日間が経過した。(発症日を0日目とする)

※病院を受診した場合は、受診後に必ず保健室へ連絡してください。

工学部 保健室

【平日 9:00～17:00 土曜日 9:00～13:00】

TEL : 024-956-8649